

(別紙)

協定項目番号	5	協定項目名	財産の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p><b>【修正内容】</b></p> <p>( 2 ) 田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、<u>合併後も財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。</u> <u>ただし、財産区の数については合併協定締結までに調整し、管理運営方式については平成16年中に調整する。</u></p> <p>参考 《修正前》 ( 2 ) 田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、<u>各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。</u></p>			